

第5回 同窓会・懇親会報告

第5回近畿大学附属広島高等学校東広島校同窓会総会




近畿大学附属広島高等学校東広島校

同窓会報

第10号

発行者
近畿大学附属広島高等学校東広島校
同窓会事務局
〒739-2116
広島県東広島市高屋うめの辺2番
TEL (082) 434-7111
FAX (082) 434-7110
e-mail:dousou@kindai-hh.ed.jp
http://kindai-hh.ed.jp

昨年十二月二十八日に、第五回同窓会総会・懇親会が開催されました。

今年の同窓会総会は、皆さんに参加してもらいやすいように、全国で活躍する卒業生達の帰省の時期に合わせ、夏から冬に開催時期を変えまして、さらに開催場所も西条にすることで、気軽に参加していただけたのではないかと思います。

当日は、一期生から十四期生まで、幅広い年代の卒業生が集まってくれました。また、野本先生、番本先生、前先生をはじめ、多くの先生方に参加していただきました。

今回の総会では、校名が「近畿大学附属広島高等学校東広島校」に変更されたことから、同窓会名も同様に変更されること、そして、新同窓会長として、五期生の西廻知史さんが就任したことが報告されました。

現役の吹奏楽部によるミニコンサートも行われ、素敵な演奏で会場を盛り上げてくれました。また、恒例となった豪華景品の当たる抽選会も行われました。当選者に現役時代の思い出を聞いてみたところ、世代ごとの面白いエピソードが飛び出し、会場も大いに盛り上がりました。

現校長である前先生は、「同窓生が様々な場面で活躍してくれ、学校も元気になる」と、仰られていました。新たな会長を迎え、同窓会をより一層盛り上げていきたいと思えます。是非、次回同窓会でお会いしましょう。



近校祭

第十八回近校祭に今年も同窓会はジュースの販売で参加しました。初夏のような暑さで売れ行きもよく無事に完売することができました。今年度は、教育実習で帰ってきた卒業生だけでなく、十三期生、



第18回 近校祭

6月14日(土) 15:00 - 19:00

近畿大学附属広島高等学校・中学校東広島校



十四期生や十六期生など新たな顔ぶれもあり、高校時代の思い出や近況報告をしながら楽しいひと時を過ごすことができました。また、後輩たちも模擬店やゲーム店、ステージ発表など仲間たちと共に協力し頑張っており、これからも近校を盛り上げていくて欲しいと思います。来年も同窓会は文化祭に参加する予定ですので、同窓生のみなさん、ぜひ一緒に売り子をやりたいでしょう！



先生に会いたい

数学科 瀬川 和重先生



本校を卒業してから広島を離れた人もたくさんいることでしょう。各方面で活躍されている卒業生の皆さん、お元気でしょうか？数学科の瀬川です。私は現在進路指導部に所属していて、生徒の進路選択に携わっています。

さて、同窓会に出席すると懐かしい恩師や友人に会えることが第一の目的かもしれません。私も十年ほど前に小学校の低学年の頃、毎日遊んでいた友人と再会しました。彼は東京で弁護士をしていて、様々な法律相談や大学・企業での講演など忙しい毎日を送っていました。そこで、彼を見て感じたことは、弁護士になったことよりむしろ、誰かのために懸命に仕事をしている彼の姿に「自分も頑張らなくては」と改めて刺激を受けたことです。私自身、あの頃いろいろと忙しく、本当に励みになったことを覚えていません。

国語科 大下 和規先生



同窓生のみなさん、国語科の天下です。

本校から巣立って、いまみなさんはそれぞれの道でがんばっていることと思います。おそろく、母校のことなど思い浮かべる暇がないくらい忙しい毎日を追われていることではないでしょうか。

さて、私自身は開校二年目から本校に勤めだしました。気がつけば、校舎が「口」の字になり、グラウンドが整備され、体育館が四階に乗り、といったふうな風景が変わっていく様子を逐一見てきました。いまは千人を超える生徒が集う本校ですが、当時は一学年が三クラスしかなくて、全員の顔が分かるくらいでした。そんな時代を思い出すと、懐かしさもあり、隔世の感を覚えます。私自身も理系あがりの国語教員という些か珍しい経歴で、最初のうちは無事勤まるだろうかと不安を抱きつつ教壇に上がる日々の繰り返しでしたが、そのうち何とか授業もこなし、クラス担任として何度か卒業生も送りだし、いまでは、ふいに卒業生が来校したりすると、何期生の誰だったか、とさきに思い出せないほどの年月が重なってしまいました。月日が経つのは、本当に早いものです。

大募集!!

同窓会のお仕事をお手伝いできる人を募集しています。同窓生の皆さんの出来る範囲で少しでも結構ですので、母校の発展や後輩のためにも役立ってみませんか。

近畿大学附属広島高等学校東広島校同窓会事務局
TEL(082)434-7111 FAX(082)434-7110
e-mail : dousou@kindai-hh.ed.jp

「気がつけば、〇歳になっていた」なんて話は、よく耳にすることです。その分、一日一日を大事に過ごしてほしいと思います。また、がんばっていても、壁に当たったり迷ったりすることも数多くあると思います。そんなときは片意地を張ったりせず、ときには弱い部分もさらして、まわりの友人や信頼できる人に話を相談してみてもいいのではと思います。これまでの足取りをしみじみ振り返り、先へ進む糧を養うときもあつていいのではないのでしょうか。

来校の際、あるいはどこかでくわしたとき、忙しかったりしてなかなかじっくり話ができないこともあると思います。けれども、ちよと言葉を交わすだけでも、外の未知の世界や、懐かしい昔話に触れることができ、刺激を受けられることが、是非また顔を合わせて、旧交を温めましょう。それまで、元気で過ごしてください。

卒業記念品

十六期生の卒業記念品として、高校玄関上に時計を寄贈していただきました。朝登校してきたときや、屋外の部活から戻ってきた生徒たちが、時間を把握することができるようになりました。暗くてもよく見えるため、在校生も助かっています。ありがとうございます。



教育実習生

三週間という教育実習の期間、実習前は非常に長く感じましたが、あっという間に第二週目も終わりました。

この二週間、毎日が新しい発見の連続で、先生方から、そして生徒から学ぶことの多い非常に充実した教育実習を行うことが出来ていました。第二週にもなるから授業を受け持てない学年の生徒からも声をかけてもらえうれし限りです。

最終週には公開授業があるほか、先生方のご厚意により私の専門分野である高校世界史の授業を受け持つことになっていきます。最後まで気を引き締めて、後輩でもある生徒たちに自分が伝えることができるものを少しでも多く伝えたいと思います。

十三期生 白川秀実



★ご案内★

同窓会予算承認委員会開催

【日時】 平成26年8月9日(土) 18:30~
【場所】 五工門 東広島店2階 【会費】 4,000円
【申込】 当日の会費持参でOK。締切は8月5日(火)

参加希望の方は人数確認のため、同窓会事務局にメール(dousou@kindai-hh.ed.jp)で卒業期生・名前・参加人数を連絡してください。代表者が一括して連絡していただいても結構です。(飛び込み・顔見せの場合は十分な飲食提供はいたしかねます。)
※未成年者への酒類の提供はお断り致します。
※飲酒の方は、公共の交通機関をご利用ください。

個人情報保護方針
1 同窓会は同窓会が保有する個人情報について「保護規定」を遵守し、個人情報を適切に保護します。
2 個人情報保護の責任管理者を置き、「保護規定」の実施、維持、継続的改善に努めます。
3 提供いただいた個人情報の利用、及び提供は本会の業務に必要不可欠な範囲内に限定し、第三者に提供、開示等は一切いたしません。
4 個人情報の保護に関する日本の法令その他の規範を遵守します。
近畿大学附属広島高等学校東広島校同窓会

近畿大学附属広島高等学校東広島校同窓会・会則

第1章 総 則
第1条 本会は近畿大学附属広島高等学校東広島校同窓会と称する。
第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校発展に寄与することを目的とする。
第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 同窓会会員名簿の発行
2. 同窓会誌の発行
3. その他本会の目的を達成するために必要な事項
第4条 本会は本部並びに事務局を母校に設置する。また必要に応じて支部を地域あるいは職域に設けることができる。

第2章 会 員
第5条 本会は通常会員と特別会員をもって組織する。
1. 通常会員
① 近畿大学附属福山高等学校東広島校舎、近畿大学附属東広島高等学校及び近畿大学附属広島高等学校東広島校の卒業生。
② 前項の学校に在籍したもので幹事会の議を経た者。
2. 特別会員
母校の教職員及び母校教職員であった者。
第6条 本会の通常会員は入会に際し終身会費を納入しなければならない。その金額及び納入方法は別に定める。
第7条 第3条の事業を行うために必要とときは、幹事会の議を経て、臨時会費及び、寄付を求めることができる。

第3章 役 員
第8条 本会に次の役員を置くこととする。
名誉会長(母校校長を推薦する)
会 長 1名 副会長 2名
幹事長 1名 書記 2名
会 計 2名 会計監査 若干名
幹 事 若干名
本会に顧問、相談役及び参与を置くことができる。また必要に応じて委員会を設けることができる。
第9条 会長、副会長、幹事長、書記、会計及び会計監査は、名誉会長が任命する役員選考委員会により選出し、総会の承認をもって決定する。
第10条 幹事は、会長、副会長及び幹事長により選出する。顧問、相談役及び参与は会長が委嘱する。委員会の委員は会長が委嘱する。
第11条 役員任期は2ヵ年とする。ただし名誉会長、顧問、相談役及び参与はこの限りでない。また役員再任は防げないものとする。
第12条 会長は本会を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはこれを代行する。幹事長は会務を処理する。書記は本会の事務処理及び議事録の作成・管理に努める。会計は会計事務を処理する。会計監査は本会の会計を監査し、その正否を定時総会に報告する。
第13条 名誉会長、顧問、相談役及び参与は会務の諮問に応ずる。
第14条 委員会 は 会 長 の 諮 問 に 応 じ て そ の 会 務 を 処 理 す る 会 議
第15条 定時総会は会務の報告及び会員相互の親睦を図るために3年に1回開催する。予算承認委員会は定時総会を開催しない年度において1回開催する。
次の事項はその定時総会または予算承認委員会において承認を得なければならない。
1. 前年度の決算及び事業報告
2. 新年度の予算及び事業計画
3. その他の必要と認められる事項
第16条 幹事会は本会の運営を協議するため、必要に応じて開催する。その召集は会長が行う。
第17条 会議の議決は出席者の過半数をもって決する。
第18条 会議の議長はその会議において選出する。
第19条 本会の運営は終身会費、寄付、その他の収入によりこれを行う。
第20条 本会の会計並びに事業の年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。
第6章 支 部
第21条 支部の設置に關しては幹事会の承認を得なければならない。
第22条 支部に事務所を設け、役員を置くことができる。
第7章 会 則 の 変 更
第23条 本会則は総会において出席者の2/3以上の同意がなければ変更することはできない。

附 則
本会則は平成11年4月1日より施行する。
本会則の施行に關する細則は会長が別に定める。
本会則の改正は平成19年12月29日より施行する。
本会則の改正は平成20年8月15日より施行する。
本会則の改正は平成25年12月28日より施行する。